

○武蔵野大学における公的研究費の管理・監査に関する規程

(平成19年10月 1日)

改正	平成21年	4月	1日	平成25年	4月	1日
	平成26年	12月	1日	平成27年	4月	1日
	平成30年	3月	1日	令和元年	9月	1日
	令和2年	6月	1日	令和3年	3月22日	
	令和3年	10月	1日	令和6年	4月	1日
	令和7年	4月	1日	令和7年	7月	1日
	令和8年	3月	1日			

(目的)

第1条 この規程は、武蔵野大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査体制に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公的研究費)

第2条 この規程において公的研究費とは、文部科学省等国の機関及びその所管する独立法人から交付される競争的研究資金及び公募型の研究資金等をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学の全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理ができるよう、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定について常任理事者会に諮り、その実施状況や効果等を報告する。

4 最高管理責任者は、自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、研究者及びその関係者の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、本学の公的研究費の運営・管理に関わる研究者及びその関係者を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等を始めとする具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。また、コンプライアンス教育や啓発活動等の実施計画については、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示すものとする。

3 統括管理責任者の業務に当たり、学部事務課長及び武蔵野学部事務課長がその遂行を助けるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 学部等における公的研究費の運営・管理について、統括する実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局の研究科長、学部長、研究所長又はセンター長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、学部等における公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究者及びその関係者に対してコンプライアンス教育を定期的に行い受講状況を管理監督するなど啓発し、学部等における公的研究費の運営・管理に関する対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

3 コンプライアンス教育の内容は、各研究者及びその関係者の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的な受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画等に基づき、学部等における公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究者及びその関係者に対して、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

5 コンプライアンス教育及び啓発活動を実施するにあたっては、内部監査の結果も活用

する。

6 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、コンプライアンス推進責任者の一部の役割を担わせ補佐させるため、コンプライアンス推進副責任者として学科長などを指名することができる。

7 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、学部等において公的研究費が適切に管理・執行されているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

8 コンプライアンス推進責任者は、不正根絶のために、第8条第1項に定める不正防止計画推進部署と協力しつつ、学部等において主体的に不正防止計画を実施する。

(職名の公開)

第6条 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者については、その職名を公開する。

(相談窓口)

第7条 公的研究費の事務処理手続き及び使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する。

2 前項の相談窓口は学部事務課、武蔵野学部事務課とする。

(不正防止計画推進部署)

第8条 本学全体の公的研究費の不正防止計画（コンプライアンス教育及び啓発活動の計画等を含む）を策定する目的で、不正防止計画推進部署を置く。

2 不正防止計画推進部署は、武蔵野大学研究活動規範委員会規程第3条第1項に定める武蔵野大学研究活動規範委員会が担当し、最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者とともに、本学全体の具体的な不正防止対策の最上位のものとして、不正防止計画を策定・実施し実施状況を確認する。

3 不正防止計画推進部署は、監事、会計監査人、内部監査室長及び本規程第11条における内部監査チームと連携し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設けるほか、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、本学全体の状況を体系的に整理し評価する。

4 不正防止計画推進部署は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況及びモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、不正防止計画が適切に実施されているか等に関して、機関全体の観点からの意見を監事より聴取し、常任理事者会に報告するものとする。

(通報窓口)

第9条 公的研究費の不正に係る情報等の通報窓口を学部事務課又は武蔵野学部事務課とし、通報を受けた場合には学部事務課長又は武蔵野学部事務課長は速やかに学長へ報告する。

(モニタリング機能の整備)

第10条 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者の協力を得て、本学全体の視点からモニタリング機能について確認・検証する。

2 モニタリング機能の実効性を確保するため大学事務部門は、統括管理責任者の指示の下、研究者及びその関係者にヒヤリング等を実施する。

(内部監査)

第11条 公的研究費の適正な管理を行うため、内部監査チーム（以下「監査チーム」という。）を編成する。

2 監査チームは、総務部長、財務部長、研究支援部長、総務課長、経理課長、管財課長、武蔵野総務課長、研究推進支援課長、学部事務課長、武蔵野学部事務課長、総務課員、経理課員、管財課員、武蔵野総務課員、研究推進支援課員、学部事務課員、武蔵野学部事務課員をもってチームを編成する。

3 監査チームは、本学の監事、会計監査人及び内部監査室長のほか、第9条に定める通報窓口等と連携し、内部監査を実施する。

4 内部監査の実施にあたっては、過去の内部監査やモニタリングを通じて把握された不

正発生意因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図る。

- 5 監査チームは、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、本学における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。
- 6 監査チームは、監査結果について内部監査室を経て、武蔵野大学研究活動規範委員会規程第4条第1項に定める武蔵野大学研究活動規範小委員会を通じて不正防止計画推進部署に提出し、不正防止計画推進部署は監査結果を確認後、常任理事者会に報告するものとする。
- 7 公的研究費を使用する者は監査チームによる内部監査に協力するものとする。

(庶務)

第12条 この規程に関する庶務は学部事務課が行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、常任理事者会が行う。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第11条、第12条改正、第13条追加)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (第2条改正、第4条第2項追加及び第3項改正、第5条第1項改正及び第2項、第3項、第4項追加、第6条改正、第10条第1項改正及び第2項追加)

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (第11条第2項及び第12条改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (第4条第3項、第7条第2項改正)

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則 (第6条改正)

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則 (専務理事及び学院長並びに学内理事者会の廃止に伴う規程改正規程制定による改正)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (常務理事会が制定、改正及び廃止する規程等に係わる規程改正規程制定による改正)

この規程は、令和3年3月22日から施行する。

附 則 (第3条第3項、第4項追加、第4条第2項改正、第5条第2項、第3項、第4項改正、第5条第5項、第6項、第7項、第8項追加、第8条第1項、第2項、第3項改正、第8条第4項追加、第10条第1項改正、第11条第2項、第3項、第4項、第5項改正、第11条第6項、第7項追加)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (第9条改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (常務理事体制の見直し及び常務理事会の廃止に伴う規程改正規程制定による改正)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (第11条第2項改正)

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附 則 (第8条第3項、第11条第3項、第5項、第6項改正)

この規程は、令和8年3月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。